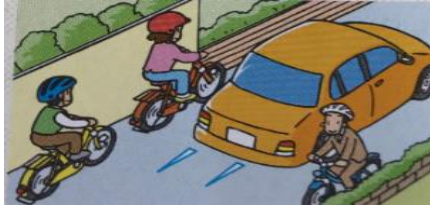


じてんしゃ る ー る まも む り うんてん  
**自転車のルールを守り、無理な運転をしなければ、**  
 じ こ ふせ  
**事故を防ぐことができます！**

じてんしゃ しゃどう げんそく  
**自転車は車道が原則、**  
 ほどう れいがい  
**歩道は例外**



しゃどう ひだりがわ つうこう  
**車道は左側を通行**



ほどう ほこうしゃゆうせん  
**歩道は歩行者優先で、**  
 しゃどうより じよこう  
**車道寄りを徐行**



へる めつと ちゃくよう  
**ヘルメットを着用**



あんぜん る ー まも  
**安全ルールを守る**

- ・一時停止と安全確認を行う
- ・夜間は必ずライトを点灯
- ・道路は並んで走らない
- ・飲酒運転はしない
- ・信号を正しく守る
- ・二人乗りはしない



じてんしゃうんてんしゃこうしゅう  
**■自転車運転者講習**

信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為で、3年以内に2回以上検挙された自転車運転者に、安全講習の受講が義務付けられました。（講習場所は最寄りの運転免許センターか警察署になります。）

じてんしゃ じ こ そんがいはいしょうせきにん ごじしん け が ほけん そな  
**■自転車事故に損害賠償責任やご自身のケガには「保険」で備えることができます。**

自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で、また、自分自身のケガは「傷害保険」でそれぞれ補償されます。加入している保険の補償内容をご確認ください。

対 象	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
保険の種類			
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

上記保険に関するお問合せ先 ☎03-3255-1215 一般社団法人 日本損害保険協会

長野県では自転車保険への加入が義務です。自転車条例や自転車損害賠償保険の加入に

ついては、長野県公式ホームページをご覧ください。

長野県 自転車条例 検索

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/anzen/201903hokenkanyu.html>